



2016年8月2日

各位

会社名 住友商事株式会社
代表者 取締役社長 中村 邦晴
(コード番号 8053 東証第1部)
問合せ先 広報部長 新森 健之
(Tel: 03-5166-3100)

ストックオプション(新株予約権)の行使価額確定に関するお知らせ

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく当社取締役、執行役員及び当社資格制度における理事に対するストックオプションに関し、2016年8月1日に開催の当社取締役会にて決議いたしました割当条件の詳細に基づき、以下のとおり新株予約権の行使に際して出資される財産の価額が決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、1,124円とする。

なお、当社が時価を下回る金額で新株を発行する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。

ただし、新株予約権の行使及び公正な発行価額による公募増資の場合は、この限りではない。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額} \\ \text{新規発行前の株価} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数} \end{array}}$$

また、当社が株式の分割又は併合を行う場合、行使価額を分割又は併合の比率に応じて比例的に調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に調整する。

以上